

独立行政法人日本学術振興会 産学協力研究委員会
「分子性触媒による高度分子変換技術第 194 委員会」運営内規

1. 組 織

- (1) 委員会に、研究会、委員総会及び運営委員会を置く。
 - ア. 「研究会」は、委員相互間または国内外の関係の研究者による研究発表と討論の場とし、随時開催する。
 - イ. 「委員総会」は、全委員を以って構成し、委員会の最高意思決定機関であり、運営委員会より提案のあった案件（委員会の研究活動計画、委員の異動、予算・決算等）について審議し、決定する。
 - ウ. 「運営委員会」は、委員長の指示に基づき、委員総会へ提案する上記イに定める案件について、企画・立案及び調整等を行う。
- (2) 委員会には、委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事若干名及び運営委員若干名を置く。委員長、副委員長、幹事及び運営委員は運営委員会を構成する。
- (3) 委員会には、必要に応じ、分科会等を設けることができる。

2. 設置期間

委員会の設置期間は、5 年間とする。ただし、委員総会の決定に基づき、独立行政法人日本学術振興会へ設置期間の継続を申請することができる。

3. 委員および任期

- (1) 委員会委員は学界委員 2 5 名程度及び、産業界委員 2 5 名程度で構成する。
- (2) 学界委員ならびに産業界委員の任期は 5 年以内とし、委員会が継続される場合の再任を妨げない。
- (3) 委員は補佐員を原則的に任命する。

4. 委員長、副委員長、幹事または運営委員、補佐員の選出方法等

[選出方法]

- (1) 委員長、副委員長、幹事及び運営委員は、運営委員会の議を経て、委員総会において決定する。
- (2) 補佐員は運営委員会の議を経ることなく、委員の推薦により決定する。

[任期]

- (3) 委員長、副委員長、幹事及び運営委員の任期は原則として 5 年以内とする。ただし、委員会が継続された場合の再任は妨げない。
- (4) 各補佐員の任期は各委員により任意に定めることができるが、原則として 5 年以内とする。ただし、委員会が継続された場合の再任は妨げない。

[役割]

- (5) 委員長は委員会の会務を掌握する。
- (6) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- (7) 幹事は委員長を補佐し、運営委員とともに、委員総会で審議する案件のすべてについて企画・立案・調整等にあたる。
- (8) 補佐員は委員を補助するとともに、委員会が主催、協賛する各種事業（定例会、シンポジウム、講習会、若手セミナー等）に参画することで委員会活動の活性化にあたる。

5. 委員会経費

- (1) 協力会から日本学術振興会への寄付金（主な財源は産業界委員からの年会費）及び日本学術振興会の支援経費をもって充てる。
- (2) 経費の額は、次の通りとする。なお、収入に応じて経費の額の変更、ならびに費目間の流用を認める。

① 会議費	: 350,000 円
② 旅費	: 900,000 円
③ 謝金	: 100,000 円
④ 印刷費	: 200,000 円
⑤ 通信運送費	: 30,000 円
⑥ 協力会事務費	: 285,000 円
⑦ 予備費	: 35,000 円

6. 旅費及び講演謝金

旅費及び講演謝金の額は、次の通りとし、原則として、産業界委員には旅費を支給しない。

(1) 旅費

- ① 交通費：最も経済的な通常の経路及び方法により計算した額を支給する。
- ② 日 当：1日当たり 2,000 円を上限とする。
- ③ 宿泊料：1泊当たり 11,000 円を上限する。
- ④ 学界委員の補佐員については代理出席の場合に限り旅費を支給する。

(2) 講演謝金

- ① 委 員：20,000 円
- ② 委員外：30,000 円（ただしノーベル賞クラスの講師の場合はこの限りではない）

7. 委員会の活動

委員会は研究会等の活動を通じ、設置目的の達成に向け、活発な研究活動を展開するものとする。

8. 研究会における記録

- (1) 委員会は、研究会の配付資料等を記録として保存するとともに、議事録を作成する。
- (2) 議事録は、各委員に配付するものとし、疑義が生じた場合は、必要に応じて修正を加えるものとする。
- (3) 議事録作成担当者は、研究会における報告及び討議から得た知識を公知の場合を除き、研究委員会に無断で外部に開示してはならない。
- (4) 第1号の記録及び議事録は、非公開とする。(委員は、研究目的の範囲内において閲覧可。)

9. 知的財産

(1) 本内規での「知的財産」とは、次のとおりとし、「知的財産権」とは、知的財産にかかる権利をいう。

- ① 発明
- ② 考案
- ③ 意匠
- ④ 商標
- ⑤ 著作物
- ⑥ 集積回路
- ⑦ ノウ・ハウその他知的財産

(2) 知的財産権の帰属

- ① 知的財産権は、原則として創出者である委員に帰属する。
- ② 研究会において委員が発表した研究情報を他の委員が独自に発展させ、別の知的財産を創出した場合は、別の知的財産及び係る権利は、原則として他の委員に帰属する。
- ③ 上記①②にかかわらず、知的財産権の最終的な帰属は、委員の所属する機関の知的財産の取扱規程による。

10. 守秘義務

研究会等における報告及び討議から得た知識を公知の場合を除き、研究委員会に無断で外部に開示してはならない。

このことを証するため、委員は「守秘義務に関する合意書」を委員長に提出するも

のとする。

11. 委員会の終了

- (1) 委員会の設置期間の満了等に伴い、委員会を終了する場合は、前もって委員総会を開き、当該終了について確認を行う。また、委員会の設置期間を継続しようとする場合についても同様とする。
- (2) 委員会終了に伴う残余経費の処理については、日本学術振興会協力会と事前に相談の上、適切な処理を行うものとする。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。